

社団法人青い森農林振興公社の経営改革の方向

1 公社経営改革の経緯

社団法人青い森農林振興公社は、昭和40年代からこれまで、農地の利用集積を促す農地保有合理化事業のほか、国の拡大造林を推進する施策に呼応し、公的造林資本の導入による森林資源の計画的造成を行う分収造林事業などを展開してきた。

しかし、その後、輸入木材の増加に伴う国産材の価格低迷等、社会・経済情勢の急激な変化により、分収造林事業の経営は厳しい状況に立たされており、これは全国の造林公社共通の問題となっている。

このことから、県では、本年9月に、外部有識者からなる社団法人青い森農林振興公社経営検討委員会を設置し、公社の経営改革に着手した。

2 経営改革の方向決定の考え方

県は、経営検討委員会から、公社全体の経営改革について本年10月に、さらに分収造林事業の分収割合の見直しについて12月に、提言をとりまとめた報告書を提出いただいた。

また、11月議会においての質疑、その後の県議会各会派からの意見書、さらに関係市町村・団体や各界各層からの御意見をいただいた。

県では、これらの提言、意見を踏まえ、県民負担を可能な限り軽減することを基本に、分収林の公共的な意義や分収割合見直しの妥当性、分収造林事業以外の事業が本県農林業に果たす役割等を総合的に検討し、公社の経営改革の方向を決定した。

3 経営改革の方向

分収造林事業については、企業的経営の視点では再生が困難であることから、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県が引き継ぐ。

県が引き継ぐことにより必要となる、株式会社日本政策金融公庫に係る債務の処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成25年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用する。

また、公社は、県債務について所有する森林資産を県に代物弁済し、弁済額が債務額に満たない場合、県は債権を放棄する。

分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、今後の保育経費や管理費などに応分の負担を求めることや、現行の分収造林契約との継続性、他県における見直し状況などを総合的に検討し、県と契約者の分収割合を現行の6対4から7.5対2.5を基本とすることとし、契約者が個人、共有地等の場合はその地代相当分を考慮して7対3、市町村、財産区の場合は、公益的機能の享受や地元雇用を通じた地域振興のメリット、公租公課が発生しないことなどから8対2とし、変更協議を進める。

なお、木材価格の変動等の事情変更が生じた場合は、適切な時期に分収割合を見直すこととする。

分収造林事業以外の事業については、経営の効率化やサービスの向上に努めながら、継続して実施する。